

## 学研災における新型コロナウイルス感染症に関するご案内（令和2年8月現在）

＊各制度の略称

- ・ 学生教育研究災害傷害保険 : **学研災**
- ・ 通学中等傷害危険担保特約 : **通学特約**
- ・ 接触感染予防保険金支払特約 : **接触感染特約**
- ・ 学研災付帯賠償責任保険 : **付帯賠償**
- ・ 学研災付帯学生生活総合保険 : **付帯学総**
- ・ 外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険 : **インバウンド付帯学総**
- ・ 学研災付帯海外留学保険 : **付帯海学**

### 1. 補償可否について

制度		補償範囲
学研災	普通保険	× 疾病のため保険金請求不可。
	通学特約	× 疾病のため保険金請求不可。
	接触感染特約	臨床実習中に感染者の唾等で飛沫感染（直接感染）した場合に対象。 ※空気感染は対象外。（ただし、付帯学総の感染予防費用特約にて補償。）
付帯賠償		法律上の損害賠償責任が証明できれば状況により対象。ただし、約款上の免責事由は対象外。
付帯学総		治療費用（一部負担金等の負担をした場合）、救済者費用等、感染予防費用が対象。
インバウンド付帯学総		治療費用（一部負担金等の負担をした場合）、救済者費用等が対象。
付帯海学		治療費用、通院交通費、救済者費用等の約款で列挙された費用が状況により対象。 ※現地で初診を受けた場合と帰国後の受診で異なる。

### 2. 特別措置対応等について **付帯学総** **インバウンド付帯学総** **付帯海学**

項目	契約更新と保険料払込(特別措置対応)	保険期間の自動延長(特別措置対応)	「入院」の特別取扱い								
対象となる制度	・ <b>付帯学総／インバウンド付帯学総</b> ・ <b>付帯海学</b>	・ <b>付帯海学</b>	・ <b>付帯学総／インバウンド付帯学総に付帯される医療費用補償特約</b> ・ <b>付帯海学に付帯される治療・救済費用保険金</b>								
特別措置の内容	<p>■契約(加入)の更新手続きについて 下表に記載の特別措置の開始日から9月末日までに満期日が到来するご契約につきましては、満期日を過ぎてからでも、特別措置の開始日から9月末日までに手続きが終了すれば、契約が更新されたものとして取り扱いたします。</p> <p>■保険料の払込について 下表に記載の特別措置の開始日から9月末日までにお支払いいただくべき特別措置の開始日前に締結された新規契約・更新契約・契約内容変更に係る保険料、および、特別措置の開始日後に締結された更新契約に係る保険料につきましては、特別措置の開始日から9月末日を限度にその払込を延期することができます。</p> <p>&lt;契約の更新手続き、保険料の払込の猶予&gt;</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>対象地域</th> <th>特別措置の開始日</th> <th>更新手続きの猶予</th> <th>保険料支払の猶予</th> </tr> <tr> <td>地域の限定は行いません</td> <td>令和2年3月13日</td> <td>令和2年9月末日まで</td> <td>令和2年9月末日まで</td> </tr> </table>	対象地域	特別措置の開始日	更新手続きの猶予	保険料支払の猶予	地域の限定は行いません	令和2年3月13日	令和2年9月末日まで	令和2年9月末日まで	<p>■4月6日以降9月末日までに保険責任期間終了を迎える契約(加入)で、被保険者が特別措置<sup>※</sup>の対象者に該当し、保険期間終了までに帰宅できない場合、帰宅が可能となるまでの間、保険期間を自動延長します。</p> <p>※特別措置を適用する対象者は次のとおりです。特別措置適用のお申し出をいただいた方であれば地域の限定はしません。</p> <p>①当該感染症による影響を受けた<sup>(※1)</sup>保険契約者(加入者) ②当該感染症による影響を受け、通常業務が困難になった代理店・研修生の取扱う保険契約者(加入者) ③当該感染症への対応のために派遣された医療従事者等 ④その他保険会社が適用妥当と判断するもの</p> <p>(※1)「感染症による影響を受けた」とは、「当該感染症に罹患した」といった直接的な影響だけではなく、以下の場合等により、通常の契約手続きが困難といった場合(間接的な影響を受けた場合)も含まれます。</p> <p>・ 感染疑義(罹患者との濃厚接触)に伴う自宅待機 ・ 感染防止を目的とした「政府による外出の制限」「お客様からの対面自粛の申し出」「代理店の休業や業務縮小、対面募集の自粛」</p>	<p>■「入院」につきまして、約款上は「病院または診療所に入り、医師等の管理下で治療に専念すること」を要件としておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う病床数不足等の事情により、医師の指示に基づき臨時施設(ホテル等の宿泊施設を含みます。)または自宅において入院と同等の療養をする場合も「入院」として取り扱い、入院保険金等をお支払いいたします<sup>(※2)</sup>。</p> <p>(※2)医師の証明書をご提出いただく場合に限りです。</p>
対象地域	特別措置の開始日	更新手続きの猶予	保険料支払の猶予								
地域の限定は行いません	令和2年3月13日	令和2年9月末日まで	令和2年9月末日まで								

### 3. オンライン授業について **学研災 付帯賠償**

※文部科学省から5月1日に発信されている『遠隔授業等の実施に係る留意点及び実習等の授業の弾力的な取扱い等について』に基づいた弾力的な対応です。

#### ●正課中・学校行事中

面接授業に限らず、自宅における遠隔授業や授業中に課すものに該当する課題等のうち、学校が正課中または学校行事中として認めるものは補償対象。

正課中または学校行事中であることの証明としてログ記録を残したり配信時間を指定する等の対応は不要。

#### 遠隔授業を正課中と認める際の留意点

- ・授業担当教員の各授業の指導計画(シラバス等)の下に実施されていること。
- ・授業担当教員がオンライン上での出席管理や、確認的な課題の提出などにより、当該授業の実施状況を十分把握していること。
- ・学生一人一人へ確実に情報を伝達する手段や、学生からの相談に速やかに応じる体制が確保されていること。
- ・学校として、どの授業科目が遠隔授業等で実施されているかなど、個々の授業の実施状況について把握していること。

#### ●課外活動(クラブ活動)中

学校の規則にのっとり所定の手続きにより、学校の認めた学内学生団体の管理下であることが確認できるリアルタイムでの活動が対象。

※ここでのリアルタイムとは、「オンライン接続に映像及び音声と同時に接続で双方向性があるもの」とする。  
(映像がないグループ通話などは対象外。)

今後の感染の状況や関係省庁の対応など流動的な要素も含まれます。

詳細につきましては以下までお問い合わせください。

#### 【照会先】

**学研災 付帯賠償**：公益財団法人日本国際教育支援協会 (TEL：03-5454-5275)

**付帯学総 インバウンド付帯学総 付帯海学**：パンフレットに記載の取扱代理店・保険会社営業店

